|  |
| --- |
|  浄化槽設置事前協議書　　年　　月　　日 　大木町長　様設置者　住所・所在地　　　　　　　　　　　　　　　　フリガナ　　　　　　　　　　　　　　　　　  氏　名　　　　　　　 　　　　　 　　 　 　　　　　（法人にあっては名称及び代表者氏名） 電話番号（　　　　 ）　　－　 　 　　  　　浄化槽を設置したいので、次のとおり事前協議書を提出します。 |
|  | 設置の場所 | 三潴郡大木町大字 |  |
| 設置場所の所有者 | 　□１設置者の所有　□２他者との共有　□３他者の所有 |
|  建築工事の種類 | 　□１新築　□２建替え　□３改築 |
|  建物の用途 | 　□１持家　□２賃貸住宅　□３その他（　　　　　　　　　　） |
|  建物の面積 | 　　　　　　　㎡ |
| 浄化槽区分 | 　□１合併(裏面に理由記入)　□２高度処理　□３構造例示 |
|  浄化槽の種類 | 　製造・型式・人槽（　　　　　　　　　　　　　　　　　人槽）　浄化槽形式認定番号（　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
|  放流先 | 　□１水路　□２側溝　□３その他（　　　　　　　　　　　　） |
|  上部の駐車場利用 | 　□１利用する（支柱　　本）□２利用する（支柱レス工法）　□３利用しない（標準工法） |
|  ＰＣ床版 | 　□１使用しない□２使用する（製造・型式　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| ※既存の設備 | □１単独浄化槽　□２汲取り便槽　□３合併浄化槽 |
| ※既存設備の処分 | □１撤去　□２埋設（埋戻し）　□３その他（　　　　　　　） |
|  ※配管の設置 | □１再設置　□２再利用 |
|  施工業者 | 住所・所在地氏名・名称電話番号 |
| 予定工事期間 | 年　　月　　日　～　　　年　　月　　日 |
| 添付書類１ 設置場所の付近見取図・平面図・配置図・排水配管図２ 浄化槽の構造図・認定書の写し３ 大木町浄化槽設置整備事業補助金交付を受ける場合、交付対象者チェックリスト（裏面）４ その他町長が必要と認める書類　＊設置場所が申請者以外の所有である場合、または共有の場合は、所有者全員の承諾書が必要です。＊「建替え」とは、既存の建物をすべて解体し、新たに建物を建築することを指し、「改築」とは、建物の全部または一部を解体・改修し、再び建物を建て直すことを指します。＊ＰＣ床版を使用する際は、以下の書類を必ず提出すること。・形状寸法図・強度計算書・コンクリート品質証明書・JIS認定工場の認証書・施工マニュアルなお、上部を駐車場として利用する場合は、PC床版は使用できませんのでご注意ください。 |
|  |
|  |

交付対象者チェックリスト（第３条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 番号 | チェック項目 | ☑ |
| １ | 法第５条第１項に基づく設置の届出の審査又は建築基準法第６条第１項に基づく確認を受けずに浄化槽を設置しない。 |  |
| ２ | 住宅等を賃借している場合、賃貸人の承諾を得ている。 |  |
| ３ | 町が指定する浄化槽設置工事指定業者により施工する。（50人槽以下の浄化槽を設置する場合に限る。） |  |
| ４ | 一般社団法人大木町合併処理浄化槽維持管理協会に加入する。（加入出来る場合に限る。） |  |
| ５ | 販売目的で浄化槽を設置しない。（転換の場合を含む。） |  |
| ６ | 既存の浄化槽を廃して新たに浄化槽を設置する場合、次のいずれかに該当する。 |  |
| ア | 災害等により被害を受け、既存の浄化槽が使用できなくなった。 |  |
| イ | 家屋の建替え、増築に伴い浄化槽を設置する。 |  |
| ウ | 破損、故障等の原因による、機能低下により公共用水域の水質悪化のおそれがある。 |  |
| ７ | 公共事業に伴う浄化槽の移転補償を受けようとしていない又は受けていない。 |  |
| ８ | 当該事業について、国又は地方公共団体から他の補助金等の交付を受けようとしていない又は受けていない。 |  |
| ９ | 補助金の交付決定前に浄化槽工事に着手しない。 |  |
| 10 | 町税を滞納していない。 (個人の場合は申請人並びに生計を一つにする同一世帯、法人の場合は法人及び代表者を含む。) |  |
| 11 | 合併浄化槽（コンパクト型）を設置する場合、その理由を記入 |  |
| ※コンパクト型は、一時に多量の排水を流さない配慮が必要となり、詰まり等のトラブルが起こりやすいため、補助金額を加算し、高度処理型及び構造例示型浄化槽を推奨しています。 |  |